

# 大学図書館と個人情報保護法

---

— 図書館サービスにおける個人情報保護に関する注意点 —

平成17年10月21日

兵庫県大学図書館協議会講演会

弁護士 水 島 昇

# I はじめに — 個人情報保護法制について

## 1 住民基本台帳法平成11年改正(同年8月18日法律第133号・平成14年8月5日施行)の議論 (昭和42年7月25日法律第81号・最終改正平成17年6月29日法律第77号)

「住民票コード」…全ての国民に付番された、無作為に抽出した重複しない全国共通の数字11桁の番号。住民基本台帳ネットワークシステムを運用する上での基盤。住基ネットとは、住民基本台帳に記載されている4情報(氏名・生年月日・性別・住所)と住民票コードにより、全国共通の本人確認を可能とする地方公共団体のシステム。電子政府・電子自治体実現のための基盤。

## 2 ① 行政機関の保有する情報の公開に関する法律

(平成11年5月14日法律第42号、平成13年4月1日施行)

## ② 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律

(平成13年12月5日法律第140号、平成14年10月1日施行)

## 3 ① 個人情報の保護に関する法律

(平成15年5月30日法律第57号・第1章～第3章公布即日施行・第4章～第6章・平成17年4月1日施行)

## ② 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(同58号・同17年4月1日施行)

## ③ 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(同59号・前同日施行)

## ④ 情報公開・個人情報保護審査会設置法(同60号・前同日施行)

## ⑤ 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(同61号・前同日施行)

## Ⅱ 大学図書館の設立主体と適用される個人情報保護法等

### (1) 私立大学図書館－「個人情報の保護に関する法律」

(平成15年5月30日法律第57号・第1章～第3章公布即日施行・  
第4章～第6章・平成17年4月1日施行)

### (2) 国立大学図書館－「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」

(平成15年5月30日法律第59号・平成17年4月1日施行)

### (3) 公立大学図書館－各地方自治体が制定する個人情報保護条例

兵庫県－「個人情報の保護に関する条例」(平成8年10月9日条例第24号・  
最終改正平成17年3月28日条例第26号)

神戸市－「神戸市個人情報保護条例」(平成9年10月9日条例第40号・最終  
改正平成17年3月30日条例第27号)

# 1 個人情報保護法における定義

## (1) 個人情報(2条1項)

- ① 生存する個人に関する情報であること
- ② 当該情報により特定の個人を識別できるもの(個人識別性)

## (2) 個人データ(2条4項)

- ① 個人情報データベース等を構成する個人情報

## (3) 保有個人データ(2条5項)

- ① 「個人データのうち個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去および第三者への提供の停止のすべてを行うことができる権限を有するもの」  
ただし、その存否が明らかになることにより、公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの、または6か月以内に消去する(更新することは除く)こととなるものは除く

## (4) 個人情報データベース等(2条2項)

- ① 特定の個人情報をコンピュータで検索できるよう体系的に構成したもの
- ② 一定の規則(たとえば五十音順)に従って整理・分類された紙情報で、特定の個人情報を容易に検索できるよう、目次、索引、符号等をつけ体系的に構成したもの

# 個人情報保護法—個人情報取扱事業者に課せられる義務

	個人情報	個人データ	保有個人データ
15条(利用目的の特定)	○	○	○
16条(利用目的の達成に必要な範囲を超えた取扱いの制限)	○	○	○
17条(不正な手段による取得の禁止)	○	○	○
18条(取得に際しての利用目的の通知等)	○	○	○
19条(データ内容の正確性の確保)		○	○
20条(個人データの漏えい防止等の安全管理のための措置)		○	○
21条(従業者の監督)		○	○
22条(委託先の監督)		○	○
23条(第三者への情報提供の制限)		○	○
24条(利用目的等を本人の知り得る状態に置く義務、本人の求めに対する本人情報の利用目的の通知等)			○
25条(本人の求めに対する本人情報の開示)			○
26条(本人の求めに対する本人情報の訂正等)			○
27条(本人の求めに対する本人情報の利用停止等)			○
31条(苦情の処理)	○	○	○

## 2 独立行政法人等の保有する個人情報保護法における定義

### (1) 個人情報(2条2項)

### (2) 保有個人情報(2条3項)

独立行政法人等の役員又は職員が組織的に利用するものとして、当該独立行政法人等が保有しているもの。

ただし、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第2条第2項に規定する法人文書に記録されているものに限る。

ただし、次に掲げるものを除く

- 一 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- 二 政令で定める公文書館その他の施設において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

### (3) 個人情報ファイル(2条4項)

保有個人情報を含む情報の集合物であって

- 一 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- 二 前号に掲げるものの他、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

# 独立行政法人等に課せられる義務

個人情報 保有個人情報 個人情報ファイル

---

## 第2章 個人情報の取扱い

3条(個人情報の保有の制限)

○

「利用目的の達成に必要な範囲を超えて、  
個人情報を保有してはならない」(2項)

4条(利用目的の明示)

○

「直接書面(含む電磁的記録)で取得するとき」

5条(適正な取得)

○

---

6条(正確性の確保)

○

7条(安全確保の措置)

○

---

8条(従事者の義務)

○

---

9条(利用及び提供の制限)

○

10条(保有個人情報の提供をうける者に対する措置要求)

○

---

## 第3章 個人情報ファイル

11条(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

○

---

## 第4章 開示、訂正及び利用停止

12条ないし41条

○

### 3 個人情報保護に関する条例(兵庫県)・神戸市個人情報保護条例(神戸市)における定義

#### (1)個人情報(兵庫県2条1号、神戸市同上同号)

#### (2)実施機関(兵庫県2条2号、神戸市同上同号)

- ・ 知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会並びに公営企業及び病院事業の管理者をいう。(兵庫県)
- ・ 市長、議会の議長、公営企業管理者、消防庁、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。(神戸市)

#### (3)事業者(兵庫県2条3号、神戸市同上同号)

- ・ 法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)を除く。以下「法人等」という。)及び事業を営む個人をいう。(兵庫県)
- ・ 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。)及び事業を営む個人をいう。(神戸市)

#### (4)公文書(兵庫県2条5号、神戸市2条6号)

- ・ 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真(これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。)並びに電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
  - ア 実施機関が一般の利用に供することを目的として保有しているもの
  - イ 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの(兵庫県)
- ・ 神戸市情報公開条例(平成13年7月条例第29号。以下「情報公開条例」という。)第2条第1号に規定する公文書をいう。(神戸市)

#### (5)保有個人情報(兵庫県14条1項、神戸市15条1項)

- ・ 実施機関が保有する自己を本人とする個人情報(公文書に記録されている個人情報に限る。)の開示請求。
- ・ 不開示情報(兵庫県16条1項各号、神戸市16条1項各号)



# 実施機関に課せられる義務

(個人情報保護に関する条例(兵庫県)第6条ないし第41条・  
神戸市個人情報保護条例第6条ないし第25条の4)

## 除外規定

### 兵庫県条例第53条第2項

「この章の規定は、兵庫県立図書館その他の施設において、一般の利用その他これに準ずる利用に供することを目的として保有されている保有個人情報については、適用しない」

### 神戸市条例第35条第1項4号

「この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。・・・

(4)市立図書館その他の図書、資料、刊行物等を閲覧に供し、又は貸し出すことを目的とする施設において、その目的のために管理されている図書等に記録されている個人情報」

## ※ 個人情報の保護に関する法律第五十条(適用除外)

個人情報取扱事業者のうち、・・・前章の規定(第4章個人情報取扱事業者の義務等)は適用しない。

三 大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者  
学術研究の用に供する目的

cf 兵庫県条例第64条の2第3号(適用除外)59条～61条(指導又は助言等)  
神戸市条例第29条の2第3号(適用除外)28条、29条(指導又は助言等)

### Ⅲ 大学図書館において取り扱う個人情報と個人情報保護法制との関係

#### 1 図書館において取り扱う個人に関する情報の分類例

・南 亮一氏講演レジュメ「著作権法・個人情報保護法と図書館」

##### (a) 利用者情報

図書館利用者の氏名、住所、生年月日等の特定の個人を識別できる、図書館利用者に関する情報

##### (b) 利用情報(記録)

図書館への入退館記録、貸出し記録、複写サービスの申込み記録、レファレンスの申込み及び問い合わせ内容、資料の検索記録、ネットワーク利用記録などの情報

##### (c) 個人情報関係資料

個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を検索することができるように体系的に構成されている図書館資料

##### (d) 図書館職員の個人情報

図書館に所属する職員及び図書館における個人情報の取扱いに従事する者に関する個人に関する情報

##### (e) 書誌情報

書籍や論文に関する情報。蔵書目録、雑誌記事索引データベースなどの著者名と論文名等が組み合わせられた形となっている。

## 2 質問事例の検討

### (1) 図書館のプライバシーポリシーについて

#### 1) プライバシーポリシーとは

個人情報保護に関する基本方針

個人情報保護の取扱いに対する姿勢を事業者の内外に対して示す

社会の信頼確保を目的

個人情報保護の保護に関する法律第1節個人情報の保護に関する基本方針の第7条1項に基づき策定された平成16年4月2日閣議決定の政府の個人情報の保護に関する基本方針

国が講ずべき措置として、それぞれの事業等の分野の実情に応じたガイドライン等の策定・見直し

個人情報取扱事業者には、このガイドライン等に則して個人情報の保護について主体的に取り組むことが期待

個人情報保護法 → 政府基本方針 → 各省庁ガイドライン → 事業者

平成16年10月22日告示の経済産業分野を対象とするガイドライン

個人情報取扱事業者は、以下の事項を参考として「個人情報保護に関する考え方や方針に関する宣言（いわゆる、プライバシーポリシー、プライバシーステートメント等）」を策定し、ウェブ画面への掲載等により公表することが望ましい。

- ① 事業の内容及び規模を考慮した適切な個人情報の取扱いに関すること
- ② 個人情報保護に関する法律を遵守すること
- ③ 個人情報の安全管理措置に関すること
- ④ コンプライアンス・プログラムの継続的改善に関すること

とされている。

## 2) プライバシーポリシーにおける「利用目的の提示」の記述の程度について

例えば、「督促時の掲示方法」などまで具体的に記す必要があるか？

・法18条1項 利用目的についての公表・通知の義務

前記ガイドライン — その公表・通知の程度は事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、合理的かつ適切な方法によらなければならない

## (2) 利用者情報の取扱いについて

### 1) 貸出延滞者に対する督促

① 館内掲示 記載事項 所属部局・学年・氏名・図書ID番号・返却期限日付

法23条1項 本人の同意なき個人データの第三者提供の制限

同条2項 事前通知または事前周知による第三者提供

② 督促はがきの送付 本人宛て 記載事項 図書ID番号・返却期限日付

### 2) 忘れ物の連絡をするために、氏名を書いた「呼び出し」の掲示

同上

### 3) カウンター等で利用者を氏名で呼びかけることはどうか。

督促を電話で行う場合はどうか。

4) 監視カメラの設置と、その映像の取扱い(映像はハードディスクに一週間程度蓄積され、それ以前のものの上書きされ、再生出来ない)

・経産省ガイドラインによる、法2条1項の個人情報該当事例 ー

「防犯カメラに記録された情報等本人が判別出来る映像情報」

私立大学図書館 ー 個人情報保護法15条ないし18条の義務

利用目的の公表等の義務

cf 18条4項2号

利用目的を・・公表することにより、第三者の生命・身体・財産その他の権利利益を害する恐れがある場合

「一週間で消去」 ー 開示請求等の問題は起こらない(法2条5項保有個人データ、法24条ないし27条)

## 5) コンピュータ上の図書貸出記録

利用者本人からの上記記録開示請求に従前は対応してきたが、今後はコンピュータ上の貸出記録から利用統計採取後の個人情報には消去する扱いとする場合、この変更について、アナウンスは必要か。

・個人 情報の利用目的の変更

保有個人データの廃棄時の管理責任

私立大学図書館 — 法18条3項

変更された利用目的について、本人に通知、公表

廃棄時の漏洩防止

国立大学図書館 — 独立行政法人等個人情報保護法9条2項4号

もっぱら統計の作成または学術研究の目的のために保有個人情報を提供するときであると認めるとき

コンピュータ上の図書貸出記録 — 独法2条4項1号 個人情報ファイル

同法11条1項 — 個人情報ファイル簿の作成・公表義務

同条2項4号 — 1年以内消去の記録情報のみであれば適用なし

同施行令1条4項 — 個人情報ファイルの保有をやめたとき

遅滞なき個人情報ファイルについての記載の消去義務

## (3) 図書館資料について

### 1) 名簿類の取り扱い

・市販されていない名簿類の取り扱い

- |                                 |         |
|---------------------------------|---------|
| ① 本学の職員名簿(H14まで小冊子作成、学内関係者のみ配布) | 閉架書庫に別置 |
| ② 同窓会名簿(同窓会会員頒布されたもの、図書館寄贈受)    | 閉架書庫に別置 |
| ③ 学会会員名簿類(学会誌購読により、送付されるもの)     | 従来どおり開架 |

### 2) 幕末・明治初期の人別帳、戸籍類

現存する子孫の特定につながる恐れがあり人権、プライバシーを侵害する資料として慎重な取扱い

保護期間の有無

## (4) 全般事項、その他

### 1) 個人情報保護法とプライバシー保護の違いと扱い方について

### 2) 個人情報保護法制 — 設立主体によって適用される法律等が異なる

### 3) 兵庫県大学図書館協議会

「加盟館名簿」

毎年作成し、加盟館に配布(各1部、ただし分館等のある館は複数部)

これまで、加盟館の職員全員を掲載、次年度からは全員掲載を止めることを決め、様式を企画委員館で検討中。

別紙の(案)

### 4) 警察などの外部機関から利用者情報または利用記録の提出要請があった場合の対応